

(地区除外等処理規程第2条 様式第1号/一時転用)

農地転用等の通知書 (一時転用)

このたび下記の土地について、一時転用の許可の申請にあたりあらかじめ通知します。
一時転用の期間は、転用予定日から3年以内であり、その後速やかに農地として復旧します。
なお、一時転用期間中の賦課金等については、所定の方法により定められた期限までに納付
します。

令和 年 月 日

転用組合員 住 所
氏 名
(組合員コード)

(注2)
転用関係者 住 所
氏 名
(組合員コード)

中勢用水土地改良区理事長 様
記

1、転用の対象たる土地 市 町 単位: m²

字名	番地	地目	用途	登記面積	転用面積	転用目的	転用予定日

5筆を超える場合は裏面に続けて記入すること。

(注3)

2、別添資料 (位置図 ・ 公図 ・ 地積測量図 ・ 土地登記簿 ・ その他 ())

3、農業委員会に提出しようとする日

令和 年 月 日

(注4)

内容確認済 (総代 ・ 理事) 氏 名

1、転用の対象たる土地 市 町 単位：㎡

字名	番地	地目	用途	登記面積	転用面積	転用目的	転用予定日

〈 通信欄 〉

.....

.....

.....

.....

〈 注意事項 〉

- (注1) 本通知書を受け付け、改良区の意見書の交付までおよそ10日を要します。
- (注2) 転用に係る土地が所有権以外の権原に基づき耕作又は養畜の業務に供されている場合にあっては、当該土地の所有者も転用関係者として連署する。
- (注3) 転用に係る土地の位置が分かる地図を添付する。また、土地を分筆してその一部を転用しようとする場合、分筆後の転用の対象たる土地の位置及び地積を確認するに足る地積測量図等の資料を添付する。
- (注4) 本通知書の内容確認は、原則として転用の対象たる土地の地域の総代が行うこととするが、総代不在の地域にあっては隣接地域の総代、又は関係地区の理事が行う。
これは、通知の内容が当該地域等に与える影響（工事に関する事、排水処理等）について総代等に確認し、必要があればその対処方法を地域等に確認を求めるものである。

以上